○外務省告示第三百六十一号

平成二十六年十一月二十一日にワシントンで、温室効果ガス観測技術衛星（ＧＯＳＡＴ）、炭素観測衛星２号（ＯＣＯ－２）及び温室効果ガス観測技術衛星２号（ＧＯＳＡＴ－２）との間の共同計画に係る協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、日本国政府の「宇宙基本計画」に基づく独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため主務大臣により認可を受けた中期計画の一部として機構が実施する温室効果ガス観測技術衛星（ＧＯＳＡＴ）、炭素観測衛星２号（ＯＣＯ－２）及び温室効果ガス観測技術衛星２号（ＧＯＳＡＴ－２）との間のデータ製品の共有、データ製品の相互校正及び検証並びに共同ミッション科学チームの設立のための共同計画（以下「共同計画」という。）に係るアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「ＮＡＳＡ」という。）と環境省、独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）及び機構との間の協力に関し、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本長官は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術における研究開発のための協力に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定であってその後、延長され、及び改正されたものに留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が共同計画に適用されることを再確認して、アメリカ合衆国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

１　共同計画に係るＮＡＳＡと環境省、研究所及び機構との間の協力（以下「協力」という。）は、ＮＡＳＡと環境省、研究所及び機構との間において合意される実施取決め（了解覚書）の条件に従って実施される。

２　協力は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。

３　ＮＡＳＡと環境省、研究所又は機構とは、協力から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

４　温室効果ガス観測技術衛星（ＧＯＳＡＴ）と炭素観測衛星（ＯＣＯ）との間の共同計画に係る協力に関する両政府間の二千八年十二月一日付けの交換公文に定めた取極は、この取極によって代替されることが確認される。

５　この取極は、一方の政府が他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を六箇月前に書面により外交上の経路を通じて通告することによって終了させない限り、十年間効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により延長し、改正することができる。

本長官は、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月二十一日にワシントンで

アメリカ合衆国務長官に代わる　アン・ホール

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（米国側書簡）

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年十一月二十一日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使に代わる　塚田玉樹

アメリカ合衆国務長官

ジョン・フォーブス・ケリー閣下

○外務省告示第三百六十二号

平成二十六年十一月二十一日にワシントンで、小惑星探査機はやぶさ２計画に係る協力に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十六年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の「宇宙基本計画」に基づく独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため主務大臣により認可を受けた中期計画の一部として機構が実施する小惑星探査機の開発、打上げ、運用及びデータの収集並びにこれに関連する科学的活動のための小惑星探査機はやぶさ２計画（以下「計画」という。）に係る機構とアメリカ合衆国航空宇宙局（以下「ＮＡＳＡ」という。）との間の協力に関し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定であってその後、延長され、及び改正されたものに留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、日本国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

１　計画は、機構とＮＡＳＡとの間において合意される実施取決め（了解覚書）の条件に従って実施される。

２　計画は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。

３　別段の合意がない限り、日本国政府は、はやぶさ２を千九百七十五年一月十四日にニューヨークで作成された宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（以下「登録条約」という。）に従って宇宙物体として登録する。登録条約に従った登録は、千九百七十二年三月二十九日に作成された宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約に基づく機構、ＮＡＳＡ又は両政府の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

４　機構及びＮＡＳＡは、計画から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

５　この取極は、一方の政府が他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を六箇月前に書面により外交上の経路を通じて通告することによって終了させない限り、十一年間効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により延長し、改正することができる。